

相模原市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第67号

相模原市下水道条例の一部を改正する条例

相模原市下水道条例(昭和43年相模原市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「汚水」の次に「(以下「汚水」という。)」を加える。

第8条の3第1項及び第2項中「着手」を「の着手」に改め、同条第3項中「法第12条の4」を「第12条の4」に改める。

第10条第3項中「行った」を「行つた」に改める。

別表中

「

区 分		単 位	金 額
通路としての占有		占有面積1平方メートルにつき1月	34円
通路橋その他これらに類する占有	占有面積が4平方メートル以下の部分	占有面積1平方メートルにつき1月	34円
	占有面積が4平方メートルを超える部分		68円

」

を

「

区 分	金 額
通路としての占有	相模原市準用河川占有料徴収条例 (平成11年相模原市条例第50号)

通路橋その他これに類するものの占用

別表の例による。

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料の額について適用し、同日前の占用に係る占用料の額については、なお従前の例による。